

会社法第 782 条第 1 項に定める備置書類
(株式会社イトーヨーカ堂との吸収分割契約について)

令和 2 年 2 月 5 日

株式会社セブン&アイ・ホールディングス

令和 2 年 2 月 5 日

会社法第 782 条第 1 項に定める備置書類
(株式会社イトーヨーカ堂との吸収分割契約について)

東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社セブン&アイ・ホールディングス
代表取締役 井阪 隆一

当社(以下、HD という。)と株式会社イトーヨーカ堂(以下、IY という。)とは、HD を吸収分割会社とし IY を吸収分割承継会社として、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク(以下、SCL という。)の管理事業に関して HD が有する権利義務の一部を IY に承継させる吸収分割(以下、本件分割という。)を行う旨の吸収分割契約を令和 2 年 1 月 9 日に締結したので、HD は、会社法第 782 条第 1 項の定めに従い、本書面を作成する。

1. 本件分割に関する吸収分割契約の内容

別紙 1 に記載のとおり。

2. 本件分割の対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号)

本件分割に際しては、IY は HD に対して IY の株式その他の資産の割当てを行わないが、HD は IY の発行済株式全部を所有していることから、相当であると判断する。

3. 株式を吸収分割会社(HD)の株主に交付する旨の決議に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号)

該当事項はない。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号)

IY は、本件分割に際して、当社の新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わる IY の新株予約権を交付しない。HD は IY の発行済株式全部を所有していることなどから、当該取扱い相当であると判断する。

5. 吸収分割承継会社(IY)について(会社法施行規則第 183 条第 4 号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 に記載のとおり。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はない。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はない。

6. 吸収分割会社(HD)について(会社法施行規則第 183 条第 5 号)

最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はない。

7. 本件分割の効力発生日以後における吸収分割会社(HD)の債務及び吸収分割承継会社(IY)の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第 183 条第 6 号)

(1) 吸収分割会社(HD)の債務の履行の見込みについて

HD の最終事業年度の末日(平成 31 年 2 月 28 日)現在の貸借対照表における資産及び負債の額はそれぞれ 1,817,506 百万円及び 341,306 百万円であり、本件分割により HD から IY に承継される資産及び負債の額はそれぞれ 1,248 百万円及び 0 円(ともに本件分割に関する吸収分割契約締結日時点の見込み金額)であるため、本件分割の効力発生日(令和 2 年 3 月 1 日)前後において、HD の資産の額はその負債の額を上回る見込みである。

本件分割の効力発生日以後における HD の収益状況について予測・検討したところ、HD の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象は、現在のところ認識されていない。

その他、HD が本件分割の効力発生日以後に負担すべき債務について、その履行に支障をきたすような事象の発生及びその可能性は、いずれも現在のところ認識されていない。

以上の点を総合的に勘案した結果、本件分割の効力発生日以後においても、HD の債務について、履行期における履行の見込みがあるものと判断する。

(2) 吸収分割承継会社(IY)の債務の履行の見込みについて

本件分割により、HD から IY に承継させる債務はない。

以 上

別紙 1

吸収分割契約書

吸収分割契約書

株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、甲が、株式会社セブン&アイ・クリエイトリンク（以下「丙」という。）の管理事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2020年1月9日、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第5条において定義される。以下同じ。）をもって、会社法に定める吸収分割の方法により、丙の管理事業に関して有する第3条に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る甲（吸収分割会社）及び乙（吸収分割承継会社）の商号及び住所は、次のとおりである。

（甲） 吸収分割会社

商号：株式会社セブン&アイ・ホールディングス

住所：東京都千代田区二番町8番地8

（乙） 吸収分割承継会社

商号：株式会社イトーヨーカ堂

住所：東京都千代田区二番町8番地8

第3条 （承継対象権利義務）

1. 甲が、本吸収分割により乙に承継させる権利義務は、効力発生日において甲が保有する丙の普通株式12,240株とする。
2. 乙は、前項に定めるほか、本吸収分割に際して、甲から、資産、債務、雇用契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第4条 （分割対価）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる対価を交付しない。

第5条 （会社分割の効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合、甲及び

乙は、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第6条 （株主総会）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約につき会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、本契約につき会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行うものとする。

第7条 （競業禁止義務）

甲は、効力発生日以降も、丙の管理事業について、乙に対して一切の競業禁止義務を負わない。

第8条 （吸収分割契約の変更及び解除）

本契約締結後効力発生日までの間に、天変地変その他の事由により甲若しくは乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じたとき、又は、本吸収分割の条件の変更を要すると認められる事情が判明したときには、甲及び乙は、協議の上、合意により本契約を変更又は解除することができる。

第9条 （協議条項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項のあるときは、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

本契約締結の証として、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年 1月 9日

(甲) 株式会社セブン&アイ・ホールディングス
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役社長 井阪 隆一



(乙) 株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町8番地8
代表取締役社長 三枝 富博



別紙 2

吸収分割承継会社（株式会社イトーヨーカ堂）の
最終事業年度に係る計算書類等

第 13 期 計 算 書 類

〔 平成 30 年 3 月 1 日 から 〕
〔 平成 31 年 2 月 28 日 まで 〕

- 1 貸 借 対 照 表
- 2 損 益 計 算 書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 個 別 注 記 表

株 式 会 社 イ ト ー ヨ ー カ 堂
代 表 取 締 役 社 長 三 枝 富 博

貸 借 対 照 表

(平成31年2月28日 現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	226,054	流動負債	135,431
現金及び預金	17,709	買掛金	53,936
売掛金	17,991	短期借入金	57
商品	57,945	一年内返済予定の長期借入金	744
貯蔵品	75	リース債務	2,342
前渡金	263	未払金	24,849
前払費用	7,145	未払法人税等	1,418
繰延税金資産	4,500	未払消費税等	31
従業員に対する短期債権	172	未払費用	9,647
短期貸付金	378	前受金	771
預け金	78,365	預り金	21,558
未収入金	29,479	賞与引当金	2,724
短期差入保証金	7,506	役員賞与引当金	17
立替金	3,069	販売促進引当金	165
その他	1,593	商品券回収損引当金	288
貸倒引当金	△ 142	商品券	15,291
固定資産	495,539	その他	1,584
有形固定資産	316,599	固定負債	55,795
建物	118,315	長期借入金	200
構築物	7,514	リース債務	5,776
車両運搬具	0	役員退職慰労引当金	2
器具備品	7,484	債務保証損失引当金	4,060
土地	179,047	長期預り金	34,024
リース資産	2,295	資産除去債務	11,730
建設仮勘定	1,942	負債合計	191,226
無形固定資産	2,328	(純資産の部)	
借地権	417	株主資本	519,474
商標権	13	資本金	40,000
ソフトウェア	799	資本剰余金	168,637
その他	1,098	資本準備金	165,621
投資その他の資産	176,610	その他資本剰余金	3,016
投資有価証券	22,187	利益剰余金	310,836
関係会社株式	7,594	利益準備金	11,700
出資金	6	その他利益剰余金	299,136
関係会社出資金	4,581	固定資産圧縮積立金	1,155
長期貸付金	12,516	繰越利益剰余金	297,981
関係会社長期貸付金	5,100	評価・換算差額等	10,893
長期前払費用	4,613	その他有価証券評価差額金	10,893
前払年金費用	26,511		
長期差入保証金	95,585		
破産更生債権等	0		
繰延税金資産	2,286		
その他	2,273		
貸倒引当金	△6,646	純資産合計	530,367
資産合計	721,594	負債純資産合計	721,594

損 益 計 算 書

(自平成30年3月 1日 至平成31年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
[営業収益]		1,236,180
売上高		1,205,751
売上原価		926,961
売上総利益		278,789
営業収入		
不動産賃貸収入	23,740	
その他の営業収入	6,688	30,428
営業総利益		309,218
販売費及び一般管理費		304,510
営業利益		4,708
営業外収益		
受取利息	1,157	
受取配当金	673	
その他	740	2,571
営業外費用		
支払利息	38	
その他	1,118	1,157
経常利益		6,122
特別利益		
固定資産売却益	32	
事業構造改革に伴う固定資産売却益	427	
受取補償金	596	
その他	431	1,487
特別損失		
固定資産売却損	355	
固定資産廃棄損	2,292	
減損損失	11,002	
事業構造改革費用	2,467	
債務保証損失引当金繰入額	677	
その他	1,336	18,132
税引前当期純損失(△)		△ 10,522
法人税、住民税及び事業税	△2,518	
法人税等調整額	△163	△2,681
当期純損失(△)		△ 7,840

株主資本等変動計算書

(自平成30年 3月 1日 至平成31年 2月28日)

(単位:百万円)

	株主資本								株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益 剰余金 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余 金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金			
						固定資産 圧縮 積立金	繰越 利益 剰余金		
平成30年3月1日残高	40,000	165,621	3,016	168,637	11,700	1,171	305,805	318,677	527,314
当期中の変動額									
当期純損失(△)							△7,840	△7,840	△7,840
固定資産圧縮積立金の取崩						△16	16	—	—
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)									
当期中の変動額合計	—	—	—	—	—	△16	△7,823	△7,840	△7,840
平成31年2月28日残高	40,000	165,621	3,016	168,637	11,700	1,155	297,981	310,836	519,474

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等 合計	
平成30年3月1日残高	12,293	12,293	539,608
当期中の変動額			
当期純損失(△)			△7,840
固定資産圧縮積立金の取崩			—
株主資本以外の項目 の事業年度中の 変動額(純額)	△1,400	△1,400	△1,400
当期中の変動額合計	△1,400	△1,400	△9,241
平成31年2月28日残高	10,893	10,893	530,367

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	……	移動平均法による原価法
其他有価証券		
時価のあるもの	……	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	……	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

…… 時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

生 鮮 食 品	……	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
店 舗 在 庫 商 品 （ 生 鮮 食 品 除 く ）	……	売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
セ ン タ ー 在 庫 商 品 （ 生 鮮 食 品 除 く ）	……	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
貯 蔵 品	……	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産 （ リ ー ス 資 産 除 く ）

…… 定 額 法

(2) 無 形 固 定 資 産 （ リ ー ス 資 産 除 く ）

…… 定 額 法
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リ ー ス 資 産

…… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金	……	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
(2) 賞 与 引 当 金	……	従業員に対する賞与支給のため、支給見込額基準による算出額を計上しております。
(3) 役 員 賞 与 引 当 金	……	役員に対する賞与支給のため、支給見込額を計上しております。
(4) 販 売 促 進 引 当 金	……	販売促進を目的とするポイントカード制度に基づき、顧客へ付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。
(5) 商 品 券 回 収 損 引 当 金	……	当社が発行している商品券の未回収分について、一定期間経過後収益に計上したものに対する将来の回収に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。
(6) 退 職 給 付 引 当 金 (前 払 年 金 費 用)	……	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。当事業年度末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
(7) 役 員 退 職 慰 労 引 当 金	……	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づいて算定した期末要支給額を計上しております。 なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止し、退任時に支給することとしております。
(8) 債 務 保 証 損 失 引 当 金	……	関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	327	百万円
土地	1,331	百万円
合計	1,658	百万円

上記は関連会社であるススキノ十字街ビル株式会社の金融機関からの借入金2,743百万円の担保に供しております。

また、宅地建物取引業に伴う供託として、長期差入保証金10百万円を差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

274,699	百万円
---------	-----

3. 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対する債務保証は次のとおりであります。

従業員	75	百万円
-----	----	-----

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,005	百万円
長期金銭債権	722	百万円
短期金銭債務	1,984	百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	7,167	百万円
不動産賃貸収入	114	百万円
仕入高	16,954	百万円
その他の営業収入	543	百万円
販売費及び一般管理費	3,243	百万円

営業取引以外の取引による取引高

受取配当金	49	百万円
その他の営業取引以外の取引高	985	百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	400,000,000 株
------	---------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産

賞与引当金	834
未払事業税・事業所税	618
販売促進引当金	1,094
商品券回収損引当金	88
繰越欠損金	5,425
資産除去債務	3,768
貸倒引当金	2,079
減価償却損金算入限度超過額	3,175
有価証券評価損	308
分割承継土地等	10,994
減損損失	16,934
譲渡損益調整資産	673
債務保証損失引当金	1,243
その他	4,450
繰延税金資産小計	51,688
評価性引当額	△ 26,428
繰延税金資産合計	25,260

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△ 509
前払年金費用	△ 8,119
投資有価証券評価益	△ 33
譲渡損益調整資産	△ 4,079
資産除去債務に対応する除去費用	△ 447
その他有価証券評価差額金	△ 4,721
その他	△ 562
繰延税金負債合計	△ 18,473
繰延税金資産の純額	6,786

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度については、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	12,479百万円
1 年超	89,493百万円
合 計	101,972百万円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、余剰資金の運用については、安全性・流動性・効率性を重視し、資金管理を行っているグループ会社及び銀行への預金等での短期運用（1年以内）に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

当社では、「リスク管理の基本規程」においてリスク種類ごとの統括部署及び統合的リスク管理の統括部署を定め、リスク管理を実施しておりますが、売掛金、差入保証金の信用リスクについては、相手先の信用度の継続的なモニタリングに努め、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式や国債であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内に決済され、資金繰計画の適切な策定・管理により流動性リスクの低減を図っております。外貨建の買掛金のうち、決済額の相当部分については、為替予約取引による為替変動リスクの低減を図っております。なお、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成31年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性の乏しいものについては注記を省略しております。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	17,709	17,709	—
(2) 売掛金	17,991	17,991	—
(3) 預け金	78,365	78,365	—
(4) 投資有価証券	20,610	20,610	—
(5) 関係会社株式	3,742	5,175	1,432
(6) 長期差入保証金（1年内返）	77,551	79,178	1,627
(7) 買掛金	(53,936)	(53,936)	—
(8) 長期預り金（1年内返還予定分を含む）	(14,741)	(14,597)	△ 144
(9) デリバティブ取引	(13)	(13)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 預け金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券 (5) 関係会社株式
これらの時価については、取引所の価格によっております。
- (6) 長期差入保証金 (1年内返還予定分を含む)
これらの時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債利回り等により割り引いて算定しております。
- (7) 買掛金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 長期預り金 (1年内返還予定分を含む)
これらの時価については、将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債利回り等により割り引いて算定しております。
- (9) デリバティブ取引
為替予約取引の時価については、先物為替相場によっております。

(注2) 時価を算定することが極めて困難と認められる金融商品

	貸借対照表計上額 (百万円) (※1)
投資有価証券 (※2)	1,577
関係会社株式 (※2)	3,852
出資金 (※3)	6
関係会社出資金 (※3)	4,581
長期差入保証金 (※4)	25,537
長期預り金 (※5)	(19,330)

- (※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (※2) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(4) 投資有価証券」及び「(5) 関係会社株式」には含めておりません。
- (※3) これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
- (※4) 長期差入保証金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(6) 長期差入保証金」には含めておりません。
- (※5) 長期預り金のうち、償還予定が合理的に見積れず、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、「(8) 長期預り金」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設等の賃貸不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時価
59,831	55,284

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンター	—	預金取引	預け金（増減） （注1）	1,327	預け金	78,364
				受取利息 （注1）	116		
親会社の子会社	株式会社セブン・カードサービス	—	業務委託契約 役員の兼任	電子マネー等の 精算（増減） （注2）	△ 602	未収入金	17,452
				電子マネー等の 精算（増減） （注2）	△ 882	預り金	20,118

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 預け金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき取引を行っております。

(注2) 取引条件の決定については、一般取引と同様に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,325円92銭
1 株当たり当期純損失	19円60銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

(1) 固定資産の減損処理について

当社は当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を12,647百万円計上しております。

用途	種類	場所	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	神奈川県 4店舗	12,647
		東京都 2店舗	
		千葉県 2店舗	
		埼玉県 1店舗等	

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、店舗ごとに資産のグルーピングをしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗や土地の時価の下落が著しい店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

	店舗 (百万円)
建物及び構築物	8,122
その他	4,524
合 計	12,647

(注) 損益計算書においては、建物及び構築物1,255百万円及びその他389百万円が「事業構造改革費用」に含まれております。

回収可能価額が正味売却価額の場合には、不動産鑑定評価基準等に基づき評価しております。

(2) 事業構造改革費用

当社は、グループ成長戦略を推進する為に、事業構造改革費用を計上しております。

減損損失	1,644百万円
再就職支援金	245百万円
テナント契約解約金等	215百万円
その他	362百万円
合 計	2,467百万円

(3) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

第13期附属明細書（計算書類関係）

〔平成30年3月 1日から〕
〔平成31年2月28日まで〕

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 三枝 富博

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)						
区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額
有形固定資産	建物	※1 117,678	21,380	12,182 (7,945)	8,561	118,315
	構築物	7,970	428	206 (176)	678	7,514
	車両運搬具	2	—	0	2	0
	器具備品	5,969	5,081	2,084 (1,876)	1,481	7,484
	土地	179,663	※2 11,216	※3 11,831 (1,214)	—	179,047
	リース資産	2,444	2,295	1,435 (1,434)	1,009	2,295
	建設仮勘定	666	1,868	593	—	1,942
	計	314,395	42,271	28,333 (12,647)	11,733	316,599
	借地権	425	—	—	8	417
	商標権	15	—	—	2	13
無形固定資産	ソフトウェア	610	497	16	290	799
	その他	627	626	0	156	1,098
	計	1,679	1,124	16	457	2,328

(注) 1. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

※1 建物：新規出店による食品館瀬谷店、構造改革店舗の建物及び建物附属設備11,246百万円、店舗中古購入5,574百万円、その他4,559百万円の増加

※2 土地：店舗用等土地の購入等11,216百万円の増加

3. 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

※3 土地：店舗用等土地の売却等11,831百万円の減少

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	6,895	279	386	6,788
賞 与 引 当 金	3,659	2,724	3,659	2,724
役員賞与引当金	17	17	17	17
販 売 促 進 引 当 金	188	363	386	165
商品券回収損引当金	335	-	46	288
退 職 給 付 引 当 金 (△前払年金費用)	△24,542	1,916	3,885	△26,511
役員退職慰労引当金	4	-	1	2
債務保証損失引当金	3,577	677	194	4,060

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
宣 伝 装 飾 費	19,768	
消 耗 品 費	5,817	
販 売 用 備 品 賃 借 料	1,839	
外 注 工 賃	2,082	
配 送 費	8,292	
役 員 報 酬	127	
役員賞与引当金繰入額	17	
従 業 員 給 料 手 当	97,059	
従 業 員 賞 与	9,452	
賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,724	
退 職 給 付 費 用	1,933	
法 定 福 利 費	14,043	
福 利 厚 生 費	1,998	
教 育 採 用 費	180	
地 代 家 賃	57,687	
店 舗 管 理 費	14,419	
修 繕 費	8,980	
減 価 償 却 費	12,191	
水 道 光 熱 費	15,267	
保 険 料	250	
旅 費 交 通 費	1,648	
通 信 費	270	
交 際 費	26	
寄 附 金	33	
手 数 料	14,008	
租 税 公 課	4,530	
外 形 事 業 税	1,925	
事 業 所 税	978	
E D P 費 用	6,235	
雑 費	719	
計	304,510	

事業報告

第13期（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）

株式会社イトーヨーカ堂

事業報告（平成30年3月1日から平成31年2月28日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における国内経済は、緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外では地政学的リスクが顕在化するなどの影響が見られました。また、個人消費におきましては依然として先行き不透明な状況が続いており、お客様の選別の目は一層厳しくなっております。

このような環境の中、当事業年度におきましては、様々な社会環境の変化やお客様の心理変化を捉え、付加価値の高い商品及び地域の嗜好に合わせた商品の開発を推進するとともに、接客力の向上に取り組んでまいりました。

当社は、事業構造改革の一環として衣料と住居の自営売場面積適正化及び食品の営業強化等に注力しましたが、当事業年度における既存店売上は前年度を下回りました。一方で荒利率向上や販管費の適正化により収益性が改善いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、営業収益1兆2,361億8千万円（前年度比0.6%減）、営業利益47億8百万円（前年度比53.0%増）、経常利益61億2千2百万円（前年度比66.1%増）、当期純損失78億4千万円（前年度差20億1千9百万円減）となりました。

(2) 設備投資および資金調達

当事業年度の設備投資総額は、新規出店への投資に加え、引き続き既存店の活性化に取り組んだ結果、301億9千2百万円となりました。これらに必要な資金は自己資金によって充当いたしました。

(3) 企業再編行為等

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、国内経済は引き続き緩やかな回復が期待されるものの、本年10月には消費税率の引き上げが予定されているなど、個人消費においては依然として先行き不透明な状態が想定されます。また、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があります。

このような環境を踏まえ、当社におきましては、平成28年10月に発表した中期経営計画に基づき、自営売場面積の縮小と集客力向上に向けた魅力的なテナントの誘致、食品営業力強化等の構造改革を、首都圏店舗を中心に着実に実行してまいります。また、本年度は6店舗の不採算店の閉店を予定しており、引き続き収益性の改善に努めてまいります。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況の推移

期 項目	第 10 期 (平成 27 年 3 月 1 日から 平成 28 年 2 月 29 日まで)	第 11 期 (平成 28 年 3 月 1 日から 平成 29 年 2 月 28 日まで)	第 12 期 (平成 29 年 3 月 1 日から 平成 30 年 2 月 28 日まで)	第 13 期 (平成 30 年 3 月 1 日から 平成 31 年 2 月 28 日まで)
営業収益	百万円 1,289,586	百万円 1,255,017	百万円 1,244,262	百万円 1,236,180
営業利益	百万円 △13,980	百万円 52	百万円 3,077	百万円 4,708
経常利益	百万円 △13,405	百万円 1,786	百万円 3,687	百万円 6,122
当期純利益	百万円 △23,923	百万円 △13,797	百万円 △5,821	百万円 △7,840
1 株当たり当期純利益	円 銭 △59 81	円 銭 △34 49	円 銭 △14 55	円 銭 △19 60
総資産	百万円 799,073	百万円 753,315	百万円 736,336	百万円 721,594
純資産	百万円 581,223	百万円 544,808	百万円 539,608	百万円 530,367

(6) 重要な親会社および子会社の状況（平成31年2月28日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスで、同社は当社の株式を4億株（議決権比率100.0%）保有しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権 比率	主 要 な 事 業 内 容
イトーヨーカ堂（中国）投資有限公司	47,250千米ドル	100.0%	スーパーストア事業

(7) 主要な事業内容（平成31年2月28日現在）

当社は、婦人衣料、紳士衣料、服飾・雑貨、肌着、子供衣料等の衣料品全般及び住居用品、日用雑貨、ホビー・レジャー用品、介護用品等の住居関連商品並びに加工食品、生鮮食品等の食料品の小売業を主として行っております。

(8) 主要な営業所（平成31年2月28日現在）

① 本 店 東京都千代田区二番町8番地8

② 自営店舗 159店舗

都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数	都道府県	店舗数
北海道	10	栃木県	2	新潟県	1	大阪府	4
青森県	4	群馬県	2	山梨県	1	兵庫県	3
岩手県	1	埼玉県	22	長野県	3		
宮城県	2	東京都	41	岐阜県	1		
福島県	3	千葉県	20	静岡県	3		
茨城県	2	神奈川県	30	愛知県	5		
合 計				159			

(9) 従業員の状況（平成31年2月28日現在）

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
7,443 名	44 歳 4 ヶ月	22 年 8 ヶ月

（注）上記従業員数のほかにパートタイマー26,690名（月間163時間換算による月平均人数）を雇用しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成31年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 8億4,000万株

(2) 発行済株式の総数 4億株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	4億株	100%

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

取締役および監査役（平成31年2月28日現在）

地位および担当	氏 名	重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	三 枝 富 博	株式会社セブン&アイ・ホールディングス常務執行役員
取 締 役 本 部 長	佐 藤 誠 一 郎	株式会社セブン&アイ・クリエイトリック取締役
取 締 役 社 長 付	樋 口 昭	
取 締 役 本 部 長	泉 井 清 志	株式会社サンエー代表取締役 株式会社丸大代表取締役 株式会社セブン・カードサービス取締役
取 締 役	竹 田 利 明	アイワイフーズ株式会社代表取締役
取 締 役	大 高 善 興	株式会社ヨークベニマル代表取締役会長 株式会社ライフフーズ取締役
取 締 役	伊 藤 順 朗	株式会社セブン&アイ・ホールディングス取締役 株式会社エス・ウィル代表取締役
監 査 役	江 口 雅 夫	
監 査 役	鈴 木 洋 子	弁護士 株式会社ブリヂストン社外取締役 日本ビッグメント株式会社社外取締役
監 査 役	宮 川 明	株式会社ダイイチ社外取締役

(注) 当社は執行役員制度を導入しており、平成31年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	地 位	氏 名
執 行 役 員 社 長	三 枝 富 博	執 行 役 員	星 野 由 美 子
常 務 執 行 役 員	佐 藤 誠 一 郎	執 行 役 員	河 田 靖 彦
執 行 役 員	樋 口 昭	執 行 役 員	土 居 登 美 一
執 行 役 員	泉 井 清 志	執 行 役 員	荒 谷 一 徳
執 行 役 員	高 橋 信	執 行 役 員	山 本 哲 也
執 行 役 員	豊 島 直 人	執 行 役 員	梶 川 貴 司
執 行 役 員	松 井 眞 紀 雄	執 行 役 員	小 石 川 利 昭

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、次のとおり取締役会において決議しております。

〔決議の内容〕

(1) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、「社是」および「企業行動指針」等において、信頼される誠実な企業であり続けるために、経営倫理を尊重した企業行動に徹し、法令・ルール、社会的規範を遵守し、社会から求められる企業の社会的責任を果たすことを宣言し、これに基づき、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「HD」といいます。）のCSR統括委員会を中核とする体制を構築・整備・運用し、内部通報制度の運用、公正取引の推進および企業行動指針・各社ガイドラインの周知を通じて、一層のコンプライアンスの徹底を図ります。
- ② 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施します。
- ③ 業務執行部門から独立した当社またはHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認を行います。
- ④ 当社およびセブン&アイ・グループ各社の監査役は、自社の取締役の職務執行が法令および定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理ならびに子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書（電磁的記録を含み、以下同様とします。）、ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および情報管理基本規程に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理します。
- ② 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、業務情報の管理を統括し、情報管理に関する企画、立案および推進を統括する者として、各社に情報管理統括責任者を置くとともに、HDの情報管理統括責任者が、同社の情報管理委員会を中核としてグループ全体の業務情報管理を統括するものとし、重要な情報の網羅的な収集開示部門による適時・正確な情報開示の実効性を高め、営業秘密・個人情報等重要な情報の安全な管理等も踏まえた統合的な情報管理を行うものとし、当社はこれらについて適切に協働します。また、情報管理の実施状況等については、定期的に取締役会および監査役に報告を行います。
- ③ 当社およびセブン&アイ・グループ各社の取締役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に係る重要な事項が生じたときは、HDの情報管理統括責任者に報告するものとします。

(3) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社における経営環境およびリスク要因の変化を踏まえ、各事業におけるリスクを適正に分析・評価し、的確に対応するため、リスク管理の基本規程に基づき、HDのリスクマネジメント委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。
- ② リスクの管理状況について、定期的に取締役会および監査役に報告する体制を構築・整備・運用するとともに、取締役会、取締役および業務執行部門の責任者は、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に改善措置を実施します。
- ③ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社およびセブン&アイ・グループ全体における損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じます。

(4) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実現します。
- ② HDの取締役会は、会社の持続的な成長を確保するため、当社およびセブン&アイ・グループにおける重点経営目標および予算配分等について定めるとともに、HDの取締役および業務執行部門の責任者からの定期的な報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性を点検し、適宜見直しを行い、当社はこれらについて適切に協働します。
- ③ 当社の取締役会は、定時に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会または書面による取締役会決議を実施し、迅速な意思決定を行い、効率的な業務執行を推進します。なお、取締役会の具体的な運営については、当社定款および取締役会規則等に従います。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社およびセブン&アイ・グループ各社は、株主・投資家・債権者等のステークホルダーに対し、法令等に従い適時に信頼性の高い財務報告を提供できるようにするため、財務報告に係る内部統制の構築規程等に従い、適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用します。
- ② 業務執行部門から独立したHDの内部監査部門が、当社およびセブン&アイ・グループの財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施し、確認を行い、当社はこれらについて適切に協働します。
- ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項について取締役、監査役および会計監査人間で適切に情報共有を行います。

(6) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めたときはこれに応じます。

(7) 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事およびその変更については、監査役の同意を要するものとします。また、当該使用人は当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、処遇、懲戒等の人事事項については監査役と事前に協議したうえ実施するものとします。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社取締役および使用人が当社監査役に報告をするための体制
当社の取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役または使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社監査役に報告するものとします。
- ② 当社および当社の子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社およびHDの監査役に報告をするための体制
HDの子会社の取締役、監査役および使用人は、セブン&アイ・グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、セブン&アイ・グループ各社における不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、所定の手続により、当社およびHDの監査役に報告するものとします。
- ③ 内部通報制度を通じた当社およびHDの監査役への報告体制
HDの取締役および使用人ならびにHDの子会社各社の取締役、監査役および使用人は、HDおよびHDの子会社各社の業務に関し、法令・社会的規範・社内規程等に違反する行為を発見したときは、HDの定める内部通報制度を利用することができ、内部通報制度の運営事務局は、社内規程に従い、その通報内容および運用状況をHDの監査役に報告するものとします。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制

当社およびセブン&アイ・グループ各社は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることがないよう、社内規程に定めを置く等により適切に対処します。

(10) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用は当社が負担します。

(11) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行います。
- ② 当社の監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができるものとします。
- ③ HDの監査役およびHDの子会社各社の監査役は定期的に会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施します。
- ④ 当社の監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談をすることができ、その費用は当社が負担するものとします。

〔業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〕

(1) 当社における企業統治の状況

当社の取締役会は、7名の取締役で構成されています。変化の激しい経営環境の中でも迅速な意思決定と業務執行ができるように執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略の立案と業務執行を監督し、取締役兼務者を含む14名の執行役員は業務を執行しています。当社は、決裁権限規程等において、取締役および執行役員の決裁権限の内容、ならびに各業務に関与すべき担当部門等を明確かつ適切に定め、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を実施しております。当社取締役会は、当社における重点経営目標および予算配分等を定め、当社の取締役および業務執行部門の責任者からの報告等を通じて、業務執行の効率性および健全性の点検、見直しを含め、経営の重要課題に取り組みました。

3名の監査役は、監査役制度を軸に経営をモニタリングしています。監査役は取締役会をはじめとする重要な会議に出席することに加え、代表取締役との意見交換や、定期的に取締役から業務執行状況を聴取し、監査計画に基づき、当社における業務・財産の状況調査を実施しています。

(2) 内部監査部門における取組み

当社の内部監査機能の充実、強化を図るため、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室内に、当社の内部監査を担当する「業務監査担当」と「内部統制評価担当」が設置されています。「業務監査担当」は、コンプライアンス体制の整備・運用状況を含め、株式会社セブン&アイ・ホールディングスを含む主要事業会社の内部監査を確認し指導する、または直接監査する統括機能と、持株会社である同社自体を監査する内部監査機能があり、これらの業務にあたっています。「内部統制評価担当」は、同社グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。

(3) 監査役監査、内部監査部門、および会計監査の相互連携等

当社は、監査の質的向上を図るため、監査役、監査法人および当社の内部監査を担当する株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室が、定期的に三者ミーティングを開催する等により、相互に情報交換を積極的に行い、緊密な連携を図っております。当該ミーティングでは、監査役は、監査法人より会計監査の実施状況等について、また、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室から内部監査の実施状況等について、それぞれ報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

また、当社は、定期的に会計監査報告会を開催しており、当該報告会には、代表取締役その他役員のほか、監査役および株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室等が出席し、監査法人から会計監査の報告を受け、会計監査の結果等について確認を行っております。

また、監査役と株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室とは、原則月1回、ミーティングを開催しており、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室は、業務監査に関する監査結果、内部統制評価の経過状況等について報告を行うとともに、監査の質的向上を図るための重点検討事項等

について、積極的に意見交換を実施し、両者間における監査情報の網羅的な共有化に努めております。

なお、監査役は、前述の会計監査報告会の状況、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室とのミーティングの内容等につき、監査役間で協議を実施し、さらに、当該協議内容を株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室や監査法人にフィードバックすることにより、監査役監査と、内部監査、会計監査とのタイムリーな連携を図っております。

さらに、当社監査役は監査役ミーティングにおいて、当社の内部監査の実施状況・結果に関する報告書の確認を行っております。

監査役、株式会社セブン&アイ・ホールディングスの監査室および監査法人は、各監査において、内部統制部門から報告および資料等の提出を受けるほか、必要に応じて説明を求めており、内部統制部門は、これらの監査が適切に実施されるよう協力しております。

(4) 各種委員会における取組み

当社は、代表取締役のもとに「企業行動委員会」「リスクマネジメント委員会」「情報管理委員会」「FT委員会」を設置しております。各委員会は事業会社と連携しながらグループの方針を決定し、その浸透と実行を管理・監督することでコーポレートガバナンスの強化を図っております。

●企業行動委員会

当社におけるCSR活動を推進させ、ステークホルダーの様々な不満を解消し、本業を通じて社会的課題を解決する取り組みを実施しております。

●リスクマネジメント委員会

企業活動におけるリスクとその対応策の共有化を図り、将来起こりうるリスクにも対応できるよう、リスク管理体制の確認・見直しを実施しております。

●情報管理委員会

当社が扱う情報について、管理体制や運用におけるリスクとその対応策を確認し、情報管理体制を強化する取り組みを実施しております。

●FT委員会

法令違反や不公正な取引を防止するため、関連諸法規に関する情報や取り組み事例を共有し、法令遵守・公正な取引の徹底を図っています。

(注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

ただし、百分率は小数第2位を、また1.(5)「直前3事業年度の財産および損益の状況の推移」の1株当たり当期純利益は、表示単位未満を四捨五入しております。

2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 31 年 4 月 10 日

株式会社イトーヨーカ堂
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

田中賢二



指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

中村大輔



当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーヨーカ堂の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

私たち監査役は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

- (1) 各監査役は、監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議ならびに代表取締役等との定期会合に出席し、取締役、執行役員、従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社および店舗等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の共有を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役、執行役員、従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成31年4月17日

株式会社イトーヨーカ堂

監査役 江口 雅夫



監査役 宮川 明



監査役 鈴木 洋子

